

平成22年4月1日規程第32号

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄付受入規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）が受ける寄付金等の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄付受入の原則)

第2条 センターは、高度専門医療に関する研究等を行うに関する法律第17条各号に規定する業務に対する寄付に限り、これを受けすることができる。

2 寄付金等は、理事長において受領するものとする。

(寄付受入の条件)

第3条 センターは、寄付をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄付を受け入れることができない。

一 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与または貸与すること。

二 寄付による研究の結果得られた知的財産等を寄付者に譲渡し、または使用させること。

三 寄付金等の使用について、寄付者がその会計を検査すること。

四 前各号に掲げるもののほか、寄付をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること。

五 寄付の申込み後に、寄付者の意思により、寄付金等の全部または一部を取り消すことができること。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

一 寄付金等の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの。

二 寄付をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの。

三 その他理事長が適当でないと認めるもの。

(職員個人への寄付の取扱)

第4条 センターの職員個人が次の各号の一に該当する寄付を受領した場合は、当該寄付をセンターに寄付しなければならない。

一 当該職員の職務上の研究に対するもの。

二 当該寄付に係る研究をセンターの施設または設備等を使用して実施するもの。

(外部資金受入審査会)

第5条 寄付受入れの決定は理事長が行う。

2 理事長は、200万円を超える寄付（寄付が物品である場合は、申出時点の時価とする。）受入れについては、外部資金受入審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て受入れを決定するものとする。

3 審査会について必要な事項は別に定める。

(寄付の受入)

第6条 理事長は、様式1に定める寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。

2 理事長は、寄付を受入れることが適当であると認めるときは、様式2に定める寄付受入書を、適当でないと認めるときは様式2-2に定める寄付辞退書をそれぞれ寄付申出者に送付するものとする。

(寄付の受領)

第7条 理事長は、寄付金を受領したときは、寄付者に対し様式3に定める寄付金領収書を送付するものとする。ただし、寄付が物品等である場合は様式3-2に定める寄付受領書を送付するものとする。

2 寄付が目的を指定したものである場合は、様式4に定める寄付金別金銭受払簿を備え、その受払いを記録するものとする。

3 寄付金等が目的を指定しないものである場合は、センターは当該寄付金等をセンターの業務運営の費用として使用するものとする。

4 寄付金は、専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(管理費の控除)

第8条 センターは、納入された寄付金が第7条第2項に係るものである場合は、寄付金の額の10%を上限として管理費を徴収するものとする。ただし、寄付金の額が10万円未満である場合はこの限りではない。

(寄付の使用)

第9条 寄付金等は、寄付の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄付金の目的の変更)

第10条 目的を指定した寄付金について、次の各号の一に該当する場合は、目的を他の研究に変更することができる。

一 寄付金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、研究者等が様式5に定める寄付金使途・目的変更同意依頼書により寄付者の同意を得たうえで、様式6に定める寄

付金使途・目的変更承認申請書によりの承認を得た場合。

二 1万円未満となった寄付金の残高。

(寄付者への報告)

第11条 寄付金を使用した研究が終了したときは、概ね1カ月以内に様式7に定める研究結果概要報告書により、寄付者へ報告するものとする。

(適用除外)

第12条 特別な事情がある場合には、この規程の一部を適用しないことができる。

2 寄付目的を定めた寄付金等の受け入れを行う場合には、この規程によるほか、別途定めることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、寄付金等の取り扱いに関して必要な事項は、申込者と協議のうえ定めることができる。

2 寄付金等に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、国立研究開発法人成育医療研究センター会計規程（平成22年規程第57号）その他センターの関係諸規程の定めるところによる。

3 寄付金等に係る受入窓口は、総務部とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成23年規程第12の1号)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(平成26年規程第41号)

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

(平成27年3月18日規程第23号 独立行政法人国立成育医療研究センターの名称変更に伴う規程の整理に関する規程)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。